

横浜地域調達情報

令和5年3月28日公表 調達番号 横23021号

件名:レモン石鹸等の購入【概算総価】(鶴見警察署)

見積書提出期限: 令和5年4月6日(正午) 見積書提出場所 : 調達課 調達グループ

品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
レモン石鹸ほか	別紙1のとおり					令和5年5月1日 ～ 令和5年9月30日	鶴見警察署 2F会計課 (横浜市鶴見区鶴見中央4-33-9) エレベーターあり

特記事項

- 1 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については増減の可能性がある。
- 2 見積金額は、それぞれの品目の消費税抜きの単価に、それぞれの予定数量を乗じた金額の合計金額(概算総価)とする。
- 3 見積金額は、単価、総価ともに小数点以下第4位まで記載できるものとする。
- 4 見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額を記載する(1円未満の端数が生じたときは、小数点第5位以下を切り捨て)。
- 5 その他、詳細は別紙2「仕様書」のとおり。

同等品の確認の連絡先	所属	鶴見警察署	担当者	片野	TEL FAX	045-504-0110 (内線233) 045-504-0110
------------	----	-------	-----	----	------------	--------------------------------------

別紙1

	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量 A	単位	単価 B	合計 A×B
1	レモン石鹸	不問	8個入	—	10	パック		
2	タオル雑巾	不問	200mm×300mm 綿 10枚入	—	8	包		
3	液体石けん	ミヨシ石鹸	無添加お肌のための 洗濯用液体せっけん リフィル 1L	可	50	本		
4	トイレト ペーパー	不問	ハードシングル 幅114mm 65m巻 芯あり 個別包装無し 100個入	—	45	箱		
5	ポリごみ袋 半透明45L	不問	0.025mm 10枚×60冊	—	17	箱		
6	ポリごみ袋 半透明90L	不問	0.05mm 10枚×20冊	—	9	箱		
小計								
消費税及び地方消費税								
合計								

仕 様 書

- 1 件名
レモン石鹸等の購入【概算総価】
- 2 契約期間
令和 5 年 5 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで
- 3 品目及び数量
調達情報のおりとするが、数量は予定数量であり確定でないため増減の可能性がある。
- 4 見積金額
 - (1) 品目ごとの消費税及び地方消費税抜きの単価に、それぞれの予定数量を乗じた金額の合計金額（概算総価）とする。
 - (2) 見積金額は、単価、総価ともに小数点以下第 4 位まで記載できるものとする。
 - (3) 見積書の余白部分に見積金額の 100 分の 110 に相当する金額を記載すること（1 円未満の端数が生じたときは、小数点第 5 位以下を切捨て）。
- 5 契約方法
単価契約（税抜）とする。（消費税及び地方消費税は別途加算とする。）
- 6 発注及び納品
 - (1) 発注については随時ファクシミリにより発注し、発注日の翌日から起算して 14 日以内に納品すること。（発注の目安は月 1 回程度）ただし、納入期限の日が土日、休日にあたる場合はその翌日とする。
 - (2) 納入品に不適合品があった場合は、直ちに適格な品を再度納品すること。
 - (3) 納品の都度、納品書（宛名、納入場所、納品年月日、商号、代表者氏名及び納品される物品の品名、規格、数量、単価、金額を記載）を提出すること。
 - (4) 納入にあたっては、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針 2 (4) に規定する「低公害車」をいう。）の使用及びエコドライブ（同指針 2 (5) に規定する「エコドライブ」をいう。）を実施すること。
 - (5) 契約の履行遅滞に関しては、天災地変等でやむを得ないと認められる場合、又は発注者側の都合による場合を除き、履行期限の翌日から起算して遅滞日数 1 日につき神奈川県財務規則（昭和 29 年 2 月 1 日規則第 5 号）第 33 条第 1 項に基づき年 2.5%の割合で計算した違約金を徴することになる。
- 7 代金の請求
1 ヶ月分を取りまとめて翌月に発注者宛に請求書を提出することにより行う。請求金額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。
- 8 特記事項
本契約の締結にあたり、次の条件が付されることに同意したとみなす。
 - (1) 業者調査への協力
 - (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）に基づく契約解除等契約条件の詳細は、神奈川県ホームページを参照すること。
 - (3) 県への物品の販売をする場合、原則、契約情報として、「契約相手方（法人名及び代表者氏名又は個人氏名）」などを県ホームページで公表する。
 - (4) 契約品目が製造中止などの理由で納品できない場合は、同等品を納品することとし、事前に書面をもって申請し、確認及び承認を得ること。